

封建制度研究に於ける一傾向

上原專祿

一

近年、我國においては、各國封建制度の比較研究が相當盛んに行はれるにいたつた。たとへば、昨秋十月、東京に開催せられた社會經濟史學會第七回大會の研究報告第二部では、封建制度を共通主題とした數氏の報告が行はれた（社會經濟史學、第七卷第九號、一一〇頁以下参照）。又、昭和十年出版の牧健二博士の好著『日本封建制度成立史』は、明瞭に西歐レーエン制度との比較において、鎌倉時代の法制を明かにせんと努められたものであり、同十一年上梓せられた新見吉治博士の『武家政治の研究』所收『日本に於ける武家政治の歴史』（原文、獨逸語）は、意識的に封建制度の文字と觀念とを避けることによつて、我國武家政治の特色を明瞭ならしめようとし、簡潔なる行文のうちに示唆に富む論述を行つてゐられる。新見博士は『西洋の封建時代は亦我に倣つて武家政治の時代と呼んで差支ない』（序文、一頁）と考へてゐられる點からしても、此の書も亦一種の比較考察の上に立つもの、と言ひうるであらう。又、此の書

の譯者舟越康壽氏の注目すべき論文『請所の研究』（社會經濟史學、第五卷第十一號所収）は、その第五節において西歐グ  
 ルンドヘルシャフトとの比較を試みてゐられる他、第四節註五、註六においては我國封建制度と西洋中世のそれとが  
 比較せられてゐる。更に、前述の社會經濟史學會第七回大會の公開講演の一たる、加藤繁博士の『支那の封建制度に  
 ついて』（社會經濟史學、第七卷第九號、一頁以下所収）も亦、西歐フューダリズムとの比較の下に、支那封建制度  
 の特色を明かにせんとしてゐられる。

かくの如く、比較研究によつて各國封建制度の特色を明瞭ならしめようとする傾向は、我國に存するばかりでなく、  
 最近歐米學者の間にも看取せられる一傾向である。その顯著なる數例を擧げるならば、J. W. Thompson: *Ferdal*  
*Germany*, Chicago, 1928; Marc Bloch: *La monarchie en France et en Allemagne* (*Revue historique de droit*  
*français et étranger*, 1928.); Heinrich Mitteis: *Lehnrecht und Staatsgewalt*, Weimar, 1933. 等を、それとして指  
 摘することができる。Thompson は、右の研究傾向を最も端的に示してゐる第九章において次の如くに言ふ、『フ  
 ーダリズムは中世歐羅巴において普遍的なものとはなつたが、佛蘭西フューダリズム、獨逸フューダリズム、伊太利  
 フューダリズム相互間の地方的變化と差別とが往々甚大であるところから、以上の四形態は、類推に由るよりも對比  
 によつて研究する方が、より有利であらう』（前掲書、二九二頁）。かくてThompson は、主として佛蘭西フューダリス  
 ムとの比較の下に、獨逸フューダリズムの特相を描出するに努め、『十二世紀末及び十三世紀（一一九三年より一二七  
 三年にいたる）の獨逸は九及び十世紀の佛蘭西史を繰り返した、』といふ結論に到達するのであるが、氏の考察はフ  
 ーダリズム發展の年代に遲速の相違が存する事實と事情とを敘述せんとするものたるに止まらず、獨逸フューダリス

ムに特異なるミニステリアーレスの存在等を指摘することによつて、獨逸フェーダリズムの特殊性格を明瞭ならしめようとするのである（前掲書二九二頁—三三七頁）。此の點に關して、更に徹底的な研究方法を採つてゐるものはH. Mitteisである。即ち氏は言ふ、『カロリング王國においてはレーン法は大體一樣のものであつた。しかるにこれに次ぐ時代においては分裂を來たし相異なる途を歩むにいたつた、即ち最初は地域的な、後には國民的な色調を有するレーン法諸體系が形成せられるにいたつたのである。西歐母土のレーン諸法に加ふるに、東歐における、十字軍諸邦における、南伊及びシシリアにおける植民地的レーン諸法が存し、ここでは傳統的發展は往々にして奇態な形に曲げられるのである。されば此處でも亦、中世の一樣性といふ在來の畫象をば放棄すべきこととなる。一のゴテイクなるもの（die Gotik）、一のショラスディークなるもの、一のミステイクなるもの等が存在しないと全く同様に、中世的レーン法はそれ自體としては存在しないのである。……多様のレーン諸法が存するわけであつて、それらの諸特異をば識別することが、將に形成せられんとする國民諸國家の法制的發展を理解する上に、不可缺少である。』(Lehni recht und Staatsgewalt, S. 2.) かやうな見地から Mitteis は、第二編において、前半、レーン法とカロリング帝國の解體の題下に、各種レーン法諸體系の成立を説き、後半、レーン法とカロリング後繼諸國家の形成、と題して、佛蘭西、ノルマンディー、英吉利、伊太利、獨逸五ヶ國において相互に區別せらるべきレーン法諸體系の發展を論ずるのである（前掲書、二〇七頁—四六三頁）。

かくの如くして、我國においても歐米においても、比較研究の方法によつて、各國封建制度の特異性を究めようとする一傾向が漸次濃厚となりつゝあるやうに觀察せられる。もとより、此の研究傾向の、それぞれの國における學問

研究史的意義は必ずしも同一ではなく、又、一概に比較研究とは云つても、その具體的な方法については諸家それぞれに別箇のものが存するわけであるが、總じて言へば、發展段階説風の社會學的考察よりも實證的な歴史觀察が重きをなすところ、又、歴史觀察の内部では普遍史的興味よりも民族的關心がより強く動くところ、自らかやうな研究傾向を示すのである、と見られぬことはない。ひとしく比較研究とは言つても、發展段階説の考方を中心とする社會學的研究の場合には、各民族生活發展の特殊性がそれとしては問題とせられず、むしろ諸多の民族史のうちに共通に示されるとせられる發展律動の同一性を確定することが問題となる。かやうな見地に立つ著名な文獻としては、先づ第一に福田徳三博士の『Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan』, 1900 (坂西・福田兩博士の兩譯あり、福田博士邦譯『日本經濟史論』は同博士『經濟學全集』第三卷に收められてゐる。)が挙げられるが、數年前我國で行はれた唯物史觀の立場よりする封建制度諸研究も亦その一例と見てよい、その頃行はれた日本社會經濟生活のいはゆる半封建制に關する諸論は、一見いかにも我國社會・經濟生活の特殊性を問題にしたやうではあるが、その考方の全體が唯物史觀的發展段階説によつて制約せられてをり、その埒内で感ぜられる限りの特殊性を問題として、半封建といふ苦しい觀念に到達したもの、と見られるであらう。西洋においても、現在尙、封建制度に關する研究の悉くが、各民族生活における特殊性を問題にしようとする方向を採つてゐるとは限らなす、即ち Max Weber: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922 及び同氏の *Wirtschaftsgeschichte*, 1926 の如き周知の文獻を始めとして Hartmut Piper: *Die Gesetze der Weltgeschichte*, 2. Abt., I. Teil: *Der gesetzmässige Lebenslauf der Völker Chinas und Japans*, 1929, や Otto Hintze: *Wesen und Verbreitung des Feudalismus*, 1929 は、發展律動の同一性を示せようとする立場

から各國封建制度を取扱つてゐる。

かやうにして、現在においても尙、一切の封建制度研究が一樣の方向を採つてゐる、とは斷言できないのであるが、しかも民族史的關心の深まるにつれて、その研究方向は強まり行くであらう。しかしながら、それ自體としては希しいこの方向も、研究方法に關する充分の自覺と周到なる検討なくしては、所期の成果を充分には收めがたいのではないか、と懸念される、そしてこのことは、特に、我國における研究について言はれうる、と思ふ。と言ふのは、我國では西歐に比して學問の傳統が民族生活に根を下すこと淺く、研究方法の有つ必然性が尠く、雑多な系統の考方が比較的無雜作に採用せられて、考方相互の間に混亂を來す、といふやうなことが從來往々存し、一の考方がコンセクエントに押し進められないうちに、別の考方が入り來つて概念と方法との混濁を來す、といつたことが屢々存した、と思はれるからである。この現象それ自體は、日本の精神史なり學問史なりの問題として興味あることであらうが、實はかやうの興味ある事實も、學問の進歩それ自らにとつては有りがたくないことであらう。されば比較研究の方法によつて、各國封建制度の特色を考へようとする場合にも、その方法といふものを餘程吟味してかからなければならぬまい。かういふ用意から第一に問題になるのは、封建制度の概念如何といふことであり、次に問題になるのは比較なり對比なりを行ふといふのは、何と何との間においてであるべきかといふことであり、更に考ふべきは比較の目的如何、といふことである。是等は相互に關聯してゐる問題であつて、一を擧げて、他を推しうる性質のものであるが、試みに先づ封建制度の概念如何を問題とし、之れに關聯して爾餘の點を少しく考へよう。

明治以來、我國に行はれ來つた封建制度概念は、意想外に複雑なものであり、現在では、むしろ混雑とも云ふべき相を呈してゐるのであつて、その故に又封建制度比較研究の焦點を定める上に、一の障礙を形作つてゐる、と思はれる。封建制度概念の確定自體が、封建制度研究の一主要題目でもあり、混雑を來してゐる封建制度概念の分析を行ふことは廣汎な日本學問史研究の一任務でもあつて、此の種の拙文を以つてしては、意を盡しがたいのであるが、概念構成の思想的・學問史的系統から觀て、少くとも三種の封建制度概念が區別せられるやうである。

第一は、先秦時代の支那、特に周代において國家の統治組織として採用せられた『封建』の制度、及び此の『封建』の制度に關する、最初は儒學的なる、後には支那學的なる考察を中心として形成せられた、封建制度概念である。周代の封建制度が一種の國家統治組織であることは、既知の事實であり、著名の章句、左傳僖公二十四年の條に、或は『昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚、以藩屏周』と言ひ、或は『周之有懿德也、猶曰莫如兄弟、故封建之』といふやうに『封建』の成語をなしてゐるものもとより、單に封と云ひ、建と稱するものも、常に侯の觀念と結合して、支那國家法制史上の一概念を形作る。(古くは、馬端臨が『文獻通考』中の『封建考』を見よ。)従つて特に儒學思想の影響の下に我國の制度を、或は實踐的に整備し、或は理論的に理解しようとする意識が生ずるまでは、鎌倉時代以降の制度をば封建制度と稱することは生じない。たとへば、『愚管抄』、卷六に『又この源氏頼朝將軍昔今有難き器量にて、ひしと天下をしづめたりつるあとの成行やう、人のしわざとは覺えず。顯には武士が世にてあるべしと、宗廟の神も

定思食たる事は、今は道理にかなひて、必然也」と言ひ、又卷七に『かやうに成行は世のなほるまじければ、すなはち天下日本國の運つきはてゝ、大亂のいできて、ひしと武者の世になりにし也』とあるやうに、愚管抄の著者は武士。又は武者の世と稱して、敢て封建とは呼ばない。此の點、『神皇正統記』も同様であつて、『或人の申されしは公家の御世にかへりぬるかとおもひしに、中々猶武士の世に成ぬるとぞ有し』と云ひ、愚管抄と軌を一にしてゐる。江戸時代に入つても、新井白石の『讀史餘論』は、『本朝天下の大勢九變して武家の代となり、武家の代また五變して當代におよぶ總論の事』といふやうに、武家の代と言ふか、武家の世と呼ぶ。しかるに儒家、ここに著名の一例のみをとれば、『日本外史』、足利氏正記論贊に『足利氏封建子弟舊臣』と誌し、徳川氏前記織田氏、序に『封建之成勢於我邦也、其來遠矣……至源氏起、國司置守護、莊園置地頭、分領糧粟、以備盜賊、則嚮所謂目代之類、碁時六十州、而封建之勢始矣。』と論ずる。江戸時代の儒學的考察の下に成立した、鎌倉以降の國家法制をば封建と觀する慣行は、その儘明治時代に持ち越されて、田口鼎軒博士の『日本開化小史』（明治十年——十五年）の類となる。

かやうにして、我國における封建制度概念は、最初儒學的乃至は支那學的思索の下に成立し、當初支那固有制として行はれてゐた封建制度概念は、後に概念の擴張を來して鎌倉以降の武家政治をも封建と觀するに至つた。現在、我國に行はれてゐる封建制度概念は、次に言ふやうに、西歐諸學の影響下に立つところが多いのであるが、鎌倉政權の樹立に日本封建制度の濫觴を見んと欲し、江戸法制にその完成を觀せんとする限りにおいて、先の儒學的・支那學的反省の餘韻なしと爲しがたいのである。されば此の種の反省とは一應無關係のものとして、國史考察を試みる場合には、封建の文字をはなれて國史記述をなしうるのであつて、黑板勝美博士が『國史の研究』（更訂版、昭和六年——十一

年)に、古武家時代、皇家中興時代、中武家時代、新武家時代の時代別の下に保元・平治以降を記述せられ、又川上多助教授が『日本歴史概説』上巻(昭和十二年)に、我國中世及び近世をば、武家政治の發展・動搖・完成・爛熟の行はれる時代とせられるのは、何れもこれであると見てよからう。新見博士は、前にも引用した通り、『西洋の封建時代は亦我に倣つて武家政治の時代と呼んで差支ない』と思考せられるのであるから、武家政治概念の輸出を想つてゐられるわけである。

第二は、西歐中世に於いて、國家法制及び特別法として實存してゐたレーエン制度及びレーエン法、並に此の制度と特別法とに關する西歐諸學者の見解を基準として形成せられた封建制度概念である。此の際、封建制度といふ言葉は、西歐の *Lehnswesen*, *feudalism*, *feodalité* の譯語として使用せられるだけであつて、本來、支那封建制度や、儒學的思考によつて理解せられた我國武家政治とは關はりのない觀念であると期待せられるかも知れないが、事實は之れに反して、しかく簡単な話では收まらない。先づ第一に、*Lehnswesen*, *feudalism* の譯語としての封建制度概念も、*Lehnswesen*, *feudalism* にあたかもこの封建制度といふ譯語が與へられたこと自體がすでに示してゐるやうに、間接には支那封建制度を、直接には儒學的に觀照せられた我國武家政治を、豫想してゐるのである。即ち我國で考へられる限り *Lehnswesen*, *feudalism* 概念は、封建制度なる譯語を通じて、概念内容の擴大と變質とを來たして、超民族史的な、國家法制上の理念型の一となる。逆に、封建制度概念は、*Lehnswesen*, *feudalism* を豫想することによつて、儒學的考察の方法では想ひいたらなかつたところの、概念内容の變化と、概念構成様式の轉換とを來たす。此の變化と轉換とは、國家法制的概念たるの方面において見受けられるとともに、特に特別法制的概念としてのレーエン法を

想起せしめる方向において行はれ、かくの如くして新しく形成せられた封建制度概念とその概念に前提せられる思考様式に基いて、更めて我國武家法制をば理解せんとするにいたる。

例せば、三浦周行博士が『武家制度の發達』（明治三十七・八年稿）において、『我國に於て、封建制度の基礎確立して、有力なる武士的社會を組織し、永く武家の模範となりしは實に鎌倉時代にありき。……歐洲の中世に於ける封建制度は實に領主の私領即ち食邑ベネフィシスの借地より、領主と旗下の士との間に生ぜる從屬關係に基づきしなり。我國に於ける封建制度の成立は未だ必ずしもこれと其揆を一にするものにあらずと雖も、又大に類似の點を發見せざるにあらず』（『續法制史の研究』、五八五頁）とせられ、最近、牧健二博士が『日本封建制度成立史』において、主從關係及び所領の諸問題として、鎌倉武家法制を理解せんとせられたのは、何れも西歐法制史學者によつて觀念せられたレーエン制度の概念に基き、我國武家法制を理解せんとせられたものと見てよからう。即ち江戸時代に成立し、明治に繼承せられた封建制度概念が、統治に關する國家法制を内容としてゐるに止まるに反して、今や、主從關係とか、所領とかの人的・及び物的法律關係を顧慮する概念となつたのは、西歐レーエン法を豫想することによつて始めて可能となつたのである。言ふまでもなく、レーエン法とは、たとへば『ザツクセンシュビーゲル』においてランド法に對立するところの特別法であり、それ自體としては國家法制と關係のない法律概念である。その故に國家法制としての *Landeswesen, Feudalism* を封建制度と譯して、さして奇異の感を與へない場合にも、特別法としてのレーエン法を封建法と譯するとなると、實感上落着かない。

その點はともかくとして、我國の封建制度概念は、西歐法制史家の觀念するレーエン制度の概念を取入れることに

よつて變化を來たした。而も、在來の觀念内容が全面的に拒否せられたのでないことは、三浦周行博士や牧博士の場合にも看取せられるのであつて、鎌倉政權の樹立に封建制度の端緒を見んと欲せられる限り、江戸期以來の思考傳統が存續してゐるやうに思はれる。而も、牧博士の場合、ドミナントなるものは西歐法學者によつて形成せられたローエン制度概念であり、特に主導的地位を占めてゐるものは Heinrich Brunner の概念と方法とであると思ふ。

第三は、西歐經濟學者によつて觀念せられたフューダリズム概念を基準として形成せられた、封建制度概念である。此の場合、主導的な役割を演じたものは、經濟發展段階説の形をとる獨逸歴史學派經濟學と、唯物史觀に基くマルキシズム經濟學とであらう。一概にも言へないものもあるが、それらは多く、單に經濟生活限りの發展類型を提示しようとするものではなく、經濟生活の類型的發展は、同時に社會・法律・政治・精神生活の一切を包含する民族生活全體の類型的發展を示すものと、考へられてゐる。かくて、フューダリズムの如き法制も、一定の經濟生活と必然的聯關を有つものとして表象せられ、此處に從來法學者によつて經濟生活とは離れて獨立に考へられ來つたフューダリズムに對して一定の社會經濟的性格が附與せられることとなり、更に轉じてはその社會經濟的性格そのものがフューダリズムの實體と考へられるに至り、法制としてのフューダリズムは社會經濟的フューダリズムのアトリビュートの一つの如くに取扱はれるに至る場合も生じる。右のやうな社會經濟的關係を内容上如何に考へようとするかは、もとより學者によつて異なるのであるが、後年に廣範圍の影響を及ぼしたものととしては、たとへば B. Hildebrand: *Natural-, Geld- und Kreditwirtschaft* (Jahrb. f. Nat.-Ök., Bd. II, 1864, S. 1-24) がそれを『實物經濟』と考へたことや、唯物史觀經濟學において、市民的生産様式に對する一定の生産様式がフューダリズムとして考へられてゐること等を擧げう

るのである。

是等の西歐經濟學者の諸説が採り入れられるにいたつて、我國の封建制度概念も社會經濟的性格を取得するに至つた。もともとは是等の諸説は各民族生活における發展の同一類型を考へるものであるが、日本・支那・朝鮮の如き東洋諸民族にも、此の社會經濟的意味の封建時代の存在を實證しうるものとし、たとへば福田博士の『日本經濟史論』の如き文獻が現れることとなつた。その際、封建制度の概念が、ブレンターノ教授の觀念するところを中心として形作られるところから、福田博士の言はれる封建時代は西曆九三一年から一六〇二年にいたる期間、即ち平安の中期から江戸期開始以前までとせられ、江戸期そのものは『專制的警察國家の時代』として通説に反對せられることとなる（福田博士、『經濟學全集』、第三卷、一二七頁以下、一九七頁以下）。他方、唯物史觀經濟學の觀點に立つところの、日本・支那・朝鮮封建制度に關する多くの文獻については、特に例示の要を見ない。――

以上、現在尙我國で行はれてゐると考へられる封建制度概念の、學問史的系統による三類別を試みたわけであるが、實は此の三者――詳を欲すれば更に多數となる――が、必ずしもしかく明瞭に識別せられてゐるのではなく、時として不思議な結合の仕方でも多少とも混雜した概念を形作つてゐるのが現状ではなからうか。明晰な概念と吟味せられた方法とが研究上望ましいといふ點だけからしても、我々のなすべきことは多いと言ふべきであらう。特に外來の概念と方法とに就いて言へば、唯物史觀をも含めた經濟發展段階説の全體に關しては、之れを十九世紀における獨逸經濟思想史及び經濟學史上の問題として、取扱つてしまつては不都合であるかを、吟味してみてもよい時期だと思はれる。獨逸法學者の概念や方法に關しても、疑問を提出すべき時期が來てゐると思ふが、これには別の問題、即ち法制比較の

意味を問ふ問題が存する。

牧博士の近著『日本封建制度成立史』は、全體として見れば、主として Brunner 教授によつて採られてゐるレーン制度概念と方法とにより、我が武家法制を整理するといふ意味を多分に有つ、と考へられる。そして博士が『獨佛英三國の封建制度と我國のものとを比較』すると云はれるのは(一二頁)、Brunner 教授に一頂點を有つとせられる西歐法學者の概念の妥當性と方法の限界性とをば、我が武家法制について檢する意味のものと思はれ、國史研究に對しては一の新しい概念と方法とによる理解といふ仕方で貢獻せられたわけであるが、しかもこれが博士が希望せられるやうに『封建制度の概念自體の爲に必ずや一般的に貢獻を爲すべき』や否や、封建制度といふ『類型自體の本質が以前よりも明白に理解せらるゝに至る』(二三頁)かどうかは、しかく簡單には定めがたい。先づ、『封建制度の概念自體』とか、『類型自體の本質』とは何を意味するのであらうか。我國の武家法制が、西歐法學者の觀念するレーン制度に、差別點ありながらも類似すると考へられた限りにおいて、武家法制が封建制度と稱せられただけではなかつたのだらうか。その際、差別點をも含めた一層内容の豊富な高次の類概念が生じえたとしても、その高次の類概念は、何ものを史的制度のトレーガーとして有つのであらうか。獨・佛・英・伊の諸フェーダリズムを相互に對比することは、それらが同一文化圏内の同一法制の特異なる發展と見られ、西歐フェーダリズム全體の普遍的性格と各國民史における特殊的性格とを同時に明かならしめうることとなるが、獨・佛・英・伊諸フェーダリズム相互間の比較を行ふのと同じ意味において、日本武家法制と西歐諸フェーダリズムとの比較が可能であらうか。此の疑問は、特に牧博士の方法のみに關するものではなく、總じて法律社會學の方法と限界とに關するものであることは、言ふまでもな

法制比較に關する右の問題の他に、更に検討を要するのは、獨逸法學者、殊に Brunner の概念と方法とである。検討の目的は Brunner を超えることであり、そのためにはローエン制度研究における教授の位置を明かにするを適當とし、そのためには從者制及び恩給制に關する近時の研究を顧みる要がある。

### 三

ローエン制度の問題に關連して從者制 (Vasallität) 及び恩給制 (Benefizialwesen) が考慮せられるのは、Brunner を中心とする諸學者によつて、ローエン制度をば從者制と恩給制との結合と見る見解が、流布せられてゐることに基く、即ち Brunner 自らは『中世ローエン制度は恩給制と從者制との結合によつて特徴づけられてゐる』(Deutsche Rechtsgeschichte, II. 2. Aufl., 1928, S. 367.) といふのである。しかしながら恩給制といひ、從者制といひ、何れも一應は中世ローエン制とは獨立に、フランク時代以來の史的制度として考察すべき多様の問題を藏してゐるのであつて、いはゆる兩者の結合が行はれた後においても、兩者はローエン制度のうちに解消し去るのでないことは、或は Pierre Petit: L'hommage servile. Essai sur la nature juridique de l'hommage (Rev. hist. de droit fr. et étr., 1927, pp. 68-107) が中世の問題にかけて從者制のみを考察し、或は H. Mitteis が尙中世におけるローエンを有しない從者とローエンを有する非從者との存在を強調し (Lehnrecht und Staatsgewalt, 1933, S. 519 ff.)、或はウィーンの教會法學者 Konstantin Hohenlohe がローエン制とは關りなしに中世における恩給制を取扱ひえた (Grundlegende Fragen des Kirchenre-

chus, 1931, S. 8—111)事實からも、主張できるのである。されば法制史上、從者制の問題、恩給制の問題、兩者結合の問題はそれぞれ別箇の問題を形作つてゐると考へて、一向に差問へはない。たとへば最後の問題について言へば、從者制と恩給制とが結合するとは何の意味か、その結合といふものは如何なる時機においてであるか、兩者が結合することによつて發生するといふレーエン制度は、直ちに國家法制的意味のレーエン制度を意味しうるのか、屢々レーエン制度の起源として主張せられる Karl Martell による教堂財産の收用は國家法制的意味においては却つて、強力なる統一的主權者の存在を實證するものではないか、果して Karl Martell の教堂財産の收用は兵制の改革を意味するか、兵制の改革を意味するとしてこれがレーエン國家の成立に本質的なものか、等々、問題は無限である。是等諸問題の解答者としての H. Brunner の業績には誠に大きいものがあり、今日にいたるまで、Brunner 説の賛同者が獨逸及びそれ以外の諸國に多數存することは、異とするに足りぬ。しかしながら西歐法制史學界の進歩は Brunner よりは更に大きい、と言はねばならぬ。先の三種の問題のうち從者制、殊にフランク從者制に關する諸研究については、拙稿“Gefolgschaft und Vasalität im fränkischen Reiche und Japan”(Wirtschaft und Kultur, Festschrift für Alfons Dopsch, 今夏出版所收)において述べたから、その方はここに省略し、恩給制を中心とした若干の研究につき述べる。

メロウィング朝及びカロリング朝を通じて、フランク從者制及び恩給制に關する文獻は實に無數と云はねばならぬが、後代に重大な影響を及ぼした重要文獻としては、先づ P. Roth の諸論篇、Geschichte des Benefizialwesens von den ältesten Zeiten bis ins zehnte Jahrhundert, 1850; Feudalität und Unterthanverband, 1863; Die Säkularisation des Kirchengutes unter den Karolingern, Hfb. I, 1865 を擧ぐべきであり、次ぎには Roth 所説を種々の觀點から批評

して獨自の見解を把持してゐる G. Waitz の諸研究、Über die Anfänge d. Vassallität, 1856; Lehnwesen, 1861; Die Anfänge d. Lehnwesens, 1865 (三篇ともその Gesamtheit Abhandlungen, 1896 に収録) を掲げねばならぬ。氏の見解は又 Deutsche Verfassungsgeschichte 中に詳述せられたることは周知の通りである。是等の諸書、諸論稿に現れた見解を吟味し、批評し、且つ或る意味では綜合することによつて、恩給制の成立及び之れに關連してレーヘン制の成立に就き、通説として知られてゐる見解を提示したものが H. Brunner の研究である。即ち Die Landesherrlichkeiten der Merowinger u. Agilolfinger, 1885; Der Reiterdienst und die Anfänge d. Lehnwesens, 1887; Zur Geschichte d. Frank. Gefolgswesens, 1888 (何れも Forschungen z. G. d. dt. u. fr. Rechtes, 1894 所収) の三論文であり、特に第一論文は恩給制及びレーヘン制成立の中心問題を取扱つてゐる。是等諸論文に示された見解は Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. II, 1. Aufl., 1906; 2. Aufl., 1928 に要説せられて、通説化せられたわけである。

而かも他方、Brunner 説に對しては法制史、教會史、兵制史等の各方面に於いて、批評又は修正が行はれるものがあり、特にそれらの批評的諸研究を綜合して Brunner 説を是正せんとしたものに A. Dopsch: Wirtschaftliche und soziale Grundlagen d. europäischen Kulturentwicklung, 2 Bde, 2. Aufl., 1923—24 (特に II, 4 Abs.) が存するが、更に Dopsch はその後の新研究を綜合援用して Beneficialwesen und Feudalität, MÖIG, 46, 1932 に自説を強調する。Dopsch の主張は一家の私言といふが如きものではなく、多數の新研究と、確實なる史料とに基くものである。『Dopsch の反對説があるけれども依然 Brunner 説を正しとする』といふ種類の一般論は避くべきである。更に近くは H. Mitteis: Lehnrecht und Staatsgewalt, 1933 (特に第一卷) 及び Hermann Kravinkel: Untersuchungen zum

Frank. Benefizialrecht, 1937 中には、それぞれ Brunner 説に對する有力なる批評が行はれてゐる。單に右三氏の研究のみを以つてしても、恩給制の成立及び之れに關連してレーエン制度の成立に關する Brunner の研究は、西歐學界の定説とは見做しがたいものとなつた。しかも新研究相互の間には必ずしも見解の一致が存しないのであつて、新しい形における論争が豫期せられる。

Brunner の第一論文 Die Landschenkungen d. Merowinger und d. Agilolfinger, 1885 はすでに Roti 及び Waltz の論點の一となつてゐたメロウイング時代とカロリング時代とに於ける土地給與の法律的性質の異同を論定することを目的としたものであつて、メロウイング王家及びアギロルフイング公家の土地給與はゲルマン法に特有の有目的贈與、又は制限付並に條件附贈與といふ一定の法律關係であると斷じ、贈與と區別せらるべき貸附としての恩給制の成立は Arnulfinger による教堂財産の收用と關連ありと見、即ち從來の制限附財産權は、教堂財産の收用を緣として教堂側に慣行せられてゐた Prokarien に倣つて、一の *jus in re aliena* となるといふ結論に到達した。

贈與であるか、然らずして貸附であるかの點に關心を有して兩時代の土地給與に區別を設けようと試みたことは、法學者としては當然の方法として理解せられるし、その他の點で Brunner に反對する H. Mitteis が此の點につきは大體 Brunner の線に沿つて問題を考へてゐる (Lehnrecht, S. 112-124) ことも尤もではあるが、*precariae verbo regis* がすでに六世紀以來行はれてゐた事實に Hauck, Dopisch 等とともに想をいたすときには、法律史的に言つても、輕々に Brunner, Mitteis の説に同調がたす。(Dopsch: Grundlagen, II, S. 312 ff. を見よ。) 況んや Brunner 採用の根本史料たる *Notitia Arnonis, Breves Notitiae* 等に嚴密なる史料批判を加へ、且つ Brunner の強調してゐるハイ

エルン公の Konsens の意義をば、ハニツル法に思ひ合せて疑はんとする H. Kravinkel の前掲書における新研究（特に 9. 80—133）を顧みては、此の方面からも Brunner 説の再吟味の要あるを想はざるをえないのである。

Brunner の第二論文 *Der Reiterdienst und die Anfänge des Lehnwesens*, 1887 は、第一論文よりも更に學界に多くの影響を與へたものであるが、通常 Brunner 説として信ぜられてゐるものよりも、實は遙かに控目の主張を行つてゐるに過ぎぬ。即ち此の論文において教授は第一に、民族移動後における西ゲルマン民族の騎兵使用の減退と九世紀末におけるフランク騎兵軍の優勢とを指摘して、ラディカルなる兵制改革の行はれたであらうことを示唆し、第二にフランク兵制における騎兵軍優勢の *terminus a quo* をば七三二年の *Poitier* におけるアラビア人との戦闘に置き、七三二年——七五五年に兵制改革が行はれたことを推定し、第三に兵制改革が徐々フランク西南地方から東方に及んだ経過を述べ、第四に騎兵制の成立にアラビア人戦争が重要契機となつたことを力説し、第五に従者制と騎兵勤役、恩給制と騎兵勤役、何れも必然的聯關の存しないことを認めながらも、少くともカロリング末期の騎兵は従者軍であつたと推定し、第六、有能なる騎兵創設のために *Karl Martell* 及びその諸子が教堂財産の收用を行つたと斷じ、それと同時に本來の意味の恩給制が成立すると説く。

かやうにして此の論文では Brunner は、従者制と恩給制とによつてアラビア人に對抗しうる騎兵軍が創設せられたことを論證することに重點を置いたのであつて、P. Roth の如くに教堂財産の收用によつてレーエン制度の成立といふ法制改革が急突に起つたとは、必ずしも言はなすのである。而も *Deutsche Rechtsgeschichte* に於けると、騎兵軍創設のための宮宰による土地給與は“*der historische Durchbruchpunkt des Lehnwesens*”をなす、と言ふに至る

(H. 2. Aufl., S. 367—8.)、蓋、教授によれば、レーエン制度は概念上區別すべき二ヶの法制、即ち恩給制と従者制との融合だからである。

かくの如き Brunner 説に對して總括的反對の立場をとるものが前記 A. Dopsch であり、従者制及び恩給制の兩法制は有史以來如何なる場合にも嘗つて離れてゐたることなし、といふ根本的命題をもつて問題に臨み (Grundlagen, II, S. 305)、主として兵制改革の問題と教堂財産收用の問題との二方面において異説を立てる。右の根本的命題に對しては、Mitteis の理由ある反對が存するのであるが (Lehnrecht, S. 519)、その命題をば、従者制と恩給制との結合してゐる具體的事例は何れの時代にも實證しうる、といふ意味に修正する場合には、輕々に Dopsch の主張を覆しえぬものが存する。兵制については、カロリング軍は主として騎兵であつたが、又カロリング後期の騎兵隊は事實主として従者よりなつてゐたかの問題を否定的に答へ、教堂財産の收用に關しては、主として宗教會議決議 (MG. Conc. I 所收) に基き *precarie verbo regis* はすでに六世紀中葉以來、否すでに Chlodowech 以來の慣行であつたことを主張せんとするのである。特に、騎兵制の史的研究を行つて Brunner 説を修正したものに Hans von Mangoldt-Gandlitz の周到なる研究 *Die Reiterei in den germanischen und fränkischen Heeren bis zum Ausgang der deutschen Karolingerzeit*, 1922 が存する。氏は文獻的諸史料の他に墳墓出土品をも研究して、六項目よりなる重要な結論に到達してゐるが、その最後に『カロリング時代は、主として徒歩戦士から成つてゐた軍隊より騎兵隊への變遷における一段階をなすに過ぎず』と言ひ、『その發展の淵源はすでにゲルマン古代に存する。メロヴィング時代はその開始を作す。カロリング以後の時代においてその發展は終結に到達してゐる』と斷定してゐる (S. 88)。更に H. Mitteis は、右の

第二論文の問題に關しては、先づ *precariae verbo regis* につき大體 Brunner の説を認めながら、次にアラビア人戦争については、これがレーエン制度を成立せしめたものと見ず、従來存した從者制を國家生活内に引入れる最初の大きいなる外政的機縁たるに過ぎずと見、次いで從者制と恩給制との結合の意味を法律學的に解して *Causa* 概念によつて理解せんとし、最後に、嚴密に法律的に解せられた從者的恩給の成立については Karl d. Gr. の時にも Ludwig d. Fr. の時にもその證なし、と言ふ (Lehnrecht S. 112—134)。右の第二論文に關する Kravinkel の研究は、専ら „Araber-selahn” の歴史的意義を考へる點に集中せられた觀があり、七三二年のアラビア人のフランク侵入をは單なる „Razzia” と斷じ、七三二年の歴史的意義はアラビア人の危険克服といふ點に存せずして、カロリング家のアキタニアにおける位地確保といふ内政的意義のものである、と考へてゐる (S. 11—37)。

所定の紙數を以つてしては、これら新研究を批評することが不可能であるが、總じて言ひうることは、Brunner 説は、今日ではもはや學界の定説ではない、といふことである。單に恩給制だけに限つても、以上の諸説に關連して Brunner 説を吟味する他に、恩給の對象とその法的性格を嚴密に取調べる必要があり、果して恩給の主要對象は土地であるか、といふ問題も起つてゐる、その點については、L. Levillain の鋭敏なる研究 Note sur l'immunité mérovingienne (*Revue hist. de droit fr. et étr.*, 1927) と、此の研究を出發點とした Kravinkel の大膽なる考察 (Untersuchungen, S. 134—166) とを參看する必要がある。かやうにして、これらの新しい諸問題を盡してレーエン制度の成立とその性格とにつき、新しい考察を加ふべき時期がすでに到來してゐる、と言はざるをえないのである。